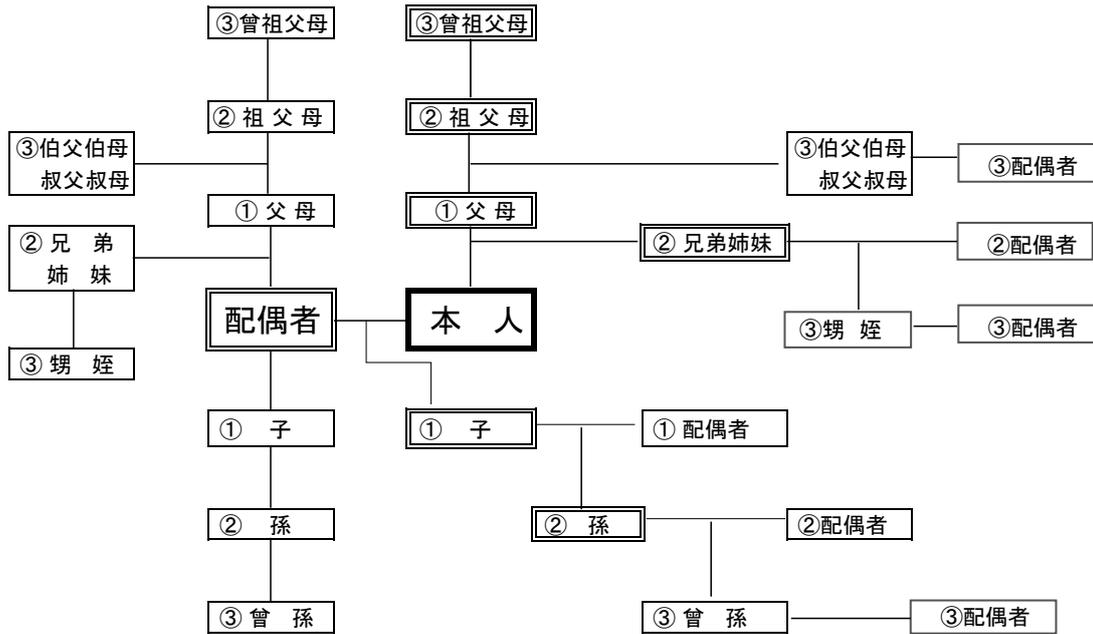


健康保険の被扶養者になれる家族の範囲

令和6年12月2日

被扶養者となれる家族の範囲は、以下の3親等内の親族



※ 以外の親族は被保険者と同居していること(同一世帯)が条件

※ 数字の①は1親等、②は2親等、③は3親等

収入の基準

被扶養者となるには「主として被保険者の収入によって生活していること」が条件となります。

* 収入とは、給与所得の他、事業所得、農業所得、副業所得、利子配当所得、不動産所得、或いは年金・恩給など恒常的収入から必要経費等控除前の額を合算した額をさします。(確定申告における必要経費とは一致しません)

【同居している場合】

対象者の年収が130万円(60歳以上または障害者は180万円)未満で被保険者の収入の2分の1未満であること。

【別居している場合】

対象者の年収が130万円(60歳以上または障害者は180万円)未満で被保険者の収入の2分の1未満で、かつ、その額が被保険者からの仕送額より少ないこと。

◆130万円未満で被保険者収入の1/2未満

対象者の収入

被保険者の収入

1/2

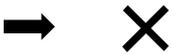


◆130万円未満で被保険者収入の1/2以上

対象者の収入

被保険者の収入

1/2



◆130万円以上

対象者の収入

被保険者の収入

1/2



130万円

夫婦共同で子供の扶養をしている場合

子供の人数にかかわらず、原則として年間収入(過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだもの)が多い方の被扶養者となります。

■健康保険・被扶養者認定における提出書類■

令和6年12月2日

【説明】

◎ : 提出・要

○ : 横並びの○マークの書類のどちらかを提出

健康保険被扶養者届(異動届)と生計状況書に必要書類を添えて人事部担当者へ提出してください

扶養する家族	状態	提出書類							
		健康保険被扶養者届 (異動届)	生計状況書 ※扶養人数分提出	住民票 (※1)	戸籍謄本 (全部事項証明書) (※2)	課税・非課税 証明書(※3)	収入証明書類 (※4)	退職証明書類 (※5)	在学証明書類 (※6)
①	配偶者(未届の妻・夫を含む)	◎	◎	◎		◎	○	○	
②	子 (実子・養子含む)	出生時	◎	◎	◎	※2		※4	
		中学生以下	◎	◎	◎	※2		※4	
		高校生以上の学生 (学校教育法で定める学校法人の学生)	◎	◎	◎	※2	◎	※4	◎
		学生以外	◎	◎	◎	※2	◎	○	○
③	本人の 父母・孫・祖父母 兄・弟・姉・妹	同居(同一世帯) (※7)	◎	◎	◎	◎	◎	○	○
		別居(別世帯) (※7)	◎	◎	◎	◎	◎	○	○
④	上記以外の2親等・3親等の方	同居のみ (※7)	◎	◎	◎	◎	◎	○	○

【ご注意】

- ・「※印」の特記事項を必ずご確認ください
- ・申請内容によっては追加で必要書類をお願いする場合がございます

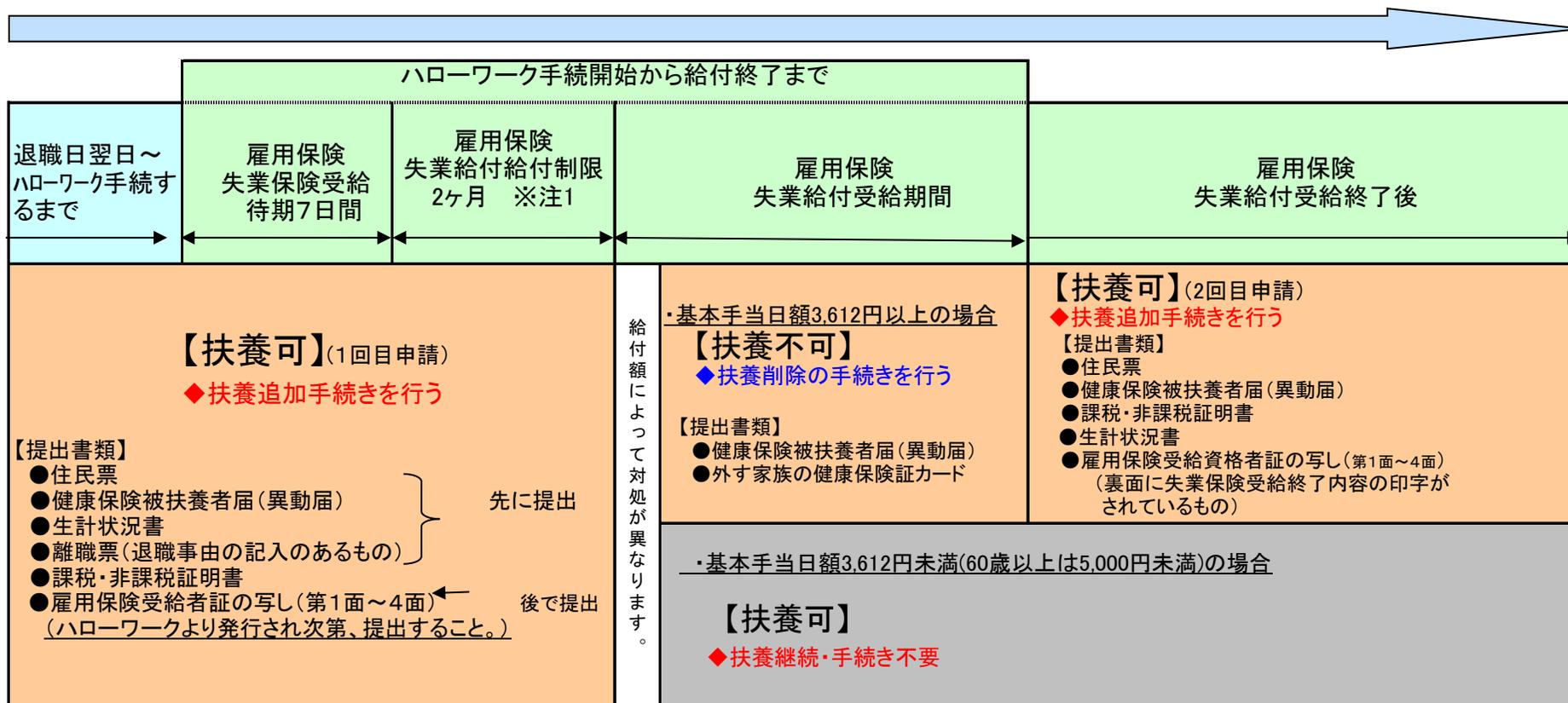
【特記事項1】 ※下記の提出書類については全て写しも可

(※1) 住民票	<p>続柄・マイナンバー(個人番号)の記載がある世帯全員の住民票。(直近3ヶ月以内に発行されたもの)</p> <p>(注) ・日本国内に被扶養者の住民票がない場合は、被扶養者が【特記事項2】のいずれかの要件に該当するか確認いただき、該当する書類をご提出ください。</p>
(※2) 戸籍 謄本	<p>ひとり親家庭の場合は必要書類と併せて戸籍謄本もご提出ください。 (直近3ヶ月以内に発行されたもの)</p>
(※3) 課税 非課税 証明書	<p>市町村で発行される直近のもの。(源泉徴収票での代替え不可)</p> <p>(注) 給与収入以外の収入を確認する為、退職された方も必要となります。</p>
(※4) 収入 証明 書類	<p>収入のある方は(※4)の他に 下記書類も併せてご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パートタイマー アルバイトなど… 直近の給与明細書3ヶ月分 ・自営業… 直近の確定申告書一式(収入・支出それぞれの費用内訳が確認できるもの) (注) 認められる必要経費を差し引いた残りの収入で判断します ・年金受給… 直近の「年金改定通知書の写し」または「年金振込通知書の写し」 <hr/> <p>※子の申請で配偶者が被扶養者でない場合(夫婦共働きのとき) 配偶者の課税証明書(※4)ならびに直近の給与明細書3ヶ月分をご提出ください。</p>
(※5) 退職 証明 書類等	<p>退職された方は(※4)の他に 下記書類も併せてご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「離職票1および2」(退職事由の記入があるもの) ・すでに「離職票」をハローワークに提出済の場合は「雇用保険受給資格者証」 (待期満了日・基本手当日額・所定給付日数・失業保険支給終了内容が印字されているもの) (注) 雇用保険失業等給付(基本手当日額)3,612円以上の場合不可 <p>※「離職票」の取得に時間が掛かる場合</p> <p>「退職証明書」「健康保険資格喪失証明書」退職時の「源泉徴収票」など退職日のわかるものをご提出ください。(後日「離職票」をご提出いただきます)</p> <hr/> <p>自営業の方は「廃業届」をご提出ください。</p>
(※6) 在学 証明 書類	<p>学校教育法に規定する学校に通学する学生に限ります。(但し夜間・通信過程除く)</p> <p><学校教育法第1条、及び第124条より> 学校とは…幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・大学 高等専門学校・専修学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在学証明書(申請日が属する年度に取得したもの) ・学生証(入学年度のみ発行されるものは不可)
(※7)	<p>住民票の世帯が別になっている場合は住所が同じでも同居とは認められません。</p> <p>別居の場合は被保険者からの仕送りが被扶養者の年収より多いことが条件となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送金を証明する銀行 郵便局の受領書 ・ATMの振込控えの写しなど <p>直近3ヶ月以上の送金が証明できるものをご提出ください。</p>

【特記事項2】

	要件	提出書類
①	外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書の写し
②	外国に赴任する被保険者に同行する者 【具体例】 家族帯同ビザが発行されるもの	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③	観光、保養又はボランティア活動その他就労の目的で一時的に海外に渡航する者 【具体例】 ワーキングホリデー制度を利用して渡航するもの、外国において留学する学生に同行する家族等、原則としてビザに有効期限があるもの	査証、ボランティア派遣期間の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④	被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められるもの 【具体例】 ・海外赴任中に生まれた被保険者の子供 ・海外赴任中に現地で結婚した配偶者 ・海外赴任中に縁組を結んだ特別養子	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤	①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者 【具体例】 留学等の理由で渡航する被扶養者の海外在住中に生まれた子供等	出生や婚姻等を証明する書類等の写し

退職後失業保険を受給する方を扶養する場合の手続き



※注1 退職理由により給付制限が異なります。 自己都合等→2ヶ月・会社都合等→0ヶ月